

平成28年(ワ)第3号 放送受信料請求事件

直送済み

原告 日本放送協会

被告 宮内正厳

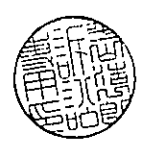
準備書面(1)

平成28年4月15日

奈良地方裁判所 民事部4B係 御中

原告訴訟代理人

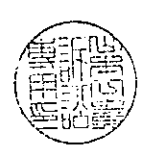
弁護士 平 山 浩 一 郎



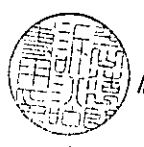
同 大 澤 武 史



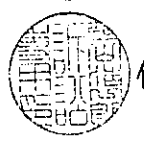
同 山 本 一 貴



同 梅 田 康 宏



同 秀 桜 子



## 第1 はじめに

被告は、平成21年3月15日に原告との間で放送受信契約（本件契約）を締結したこと（甲1）、平成24年12月1日以降の放送受信料を支払っていないことは認めた上で、原告の放送法4条1項各号を遵守した放送を行う義務を履行していないことを理由とした不完全履行の抗弁、及び、同時履行の抗弁（不安の抗弁）の主張をしている（答弁書「第3」「2」ないし「5」および「7」）。

また、答弁書からは趣旨が判然としないが、被告は情報開示義務違反を理由とした不完全履行の抗弁、及び、同時履行の抗弁（不安の抗弁）の主張もしているようである（答弁書「第3」「6」）。

以下、最初に放送受信料の法的性質について論じた上で、各抗弁についてそれぞれ反論する。

## 第2 放送受信料の法的性質について

### 1 放送受信料の法的性質は「特殊な負担金」であること

放送法は、放送が、性質上、同時に広範に情報を伝達可能である点で表現の自由の保障、ひいては民主主義の発達に資するものである一方、その技術的手段である電波は有限かつ極めて公共性の高い財であることから、「放送を公共の福祉に適合するよう規律し、その健全な発達を図ること」を目的として制定されたものであり（放送法1条）、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」を原則としている（同1条）。

そして、かかる目的を達するために、放送法は、放送受信料を財源とし、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による」（放送法15条）放送を実施すること等を原告の必須業務

とし（放送法20条1項各号）、また放送設備の譲渡等に関する制限（放送法85条）や放送の休止及び廃止に関する規定（放送法86条）を設け、他方で広告等による収入により運営される民間放送事業者（原告を除く基幹放送事業者。同5章、6章）を併存させることで、公共放送事業者と民間放送事業者が相互に補完しあい、また切磋琢磨して、放送事業者全体としてすべての国民に対し多種多様で、良質の放送を提供することを企図し、公共放送と民間放送による二元体制を採用したのである（東京高等裁判所平成22年6月29日判決・判時2104号40頁（甲2、45頁1段目）参照。なお、この判決は、最高裁判所で上告棄却等によって確定している（最高裁判所平成23年5月31日決定（甲3）。）。

しかるに、上記のような二元体制の一翼を担う原告という日本で唯一公共放送を担う特殊法人について、番組編成や報道等において広告主や国家から独立性を確保し公共性と表現の自由を確保するためには、原告において広告料や税金ではない独立した自主財源を確保する必要がある。そこで、原告の財源は、広告料でもなく税金でもない、原告の放送を受信することのできる受信設備の設置者から徴収する放送受信料とされたのであり（原告が営利目的で業務を行うことが禁止されていることにつき放送法20条4項、広告放送の禁止につき同83条1項）、放送受信料の性質は、原告が放送法に定められた業務（放送法20条各項）を行うための、「特殊な負担金」と解される。

このことは、放送受信料に関する強制徴収の定めは用意されていないこと、国際放送や放送と関連する事業など受信可能性とは無関係な業務についても放送受信料の支出対象とされていること（放送法73条1項、20条1ないし3項）からも明らかである。

また、放送受信料の法的性質が特殊な負担金であることに関しては、福岡高等裁判所平成20年5月15日判決・LEX/DB28141066も、「受信料は、被控訴人の放送を受信できる受信設備を設置することがその基礎となっ

ているが、放送を視聴するか否か又は視聴の時間の長短にかかわらず、料金が定額であること、被控訴人の事業の費用がほぼ受信料により賄われていることからすれば、受信料を単なる放送の提供の対価ととらえることには無理があり、被控訴人の業務を行うための公的負担としての性質を有することは否定できない」（甲4の3頁「第3」の「2（1）ア」の11行目以下。なお、下線は原告代理人らが付した。）と指摘しているとおりである。

## 2 対価的要素があるとしても従たる性質にすぎず視聴の対価ではあり得ないこと

以上のとおり、放送受信料の本質は「特殊な負担金」であり、対価的給付を前提としたものではない。

なお、対価的給付を前提とするものでないことについては、札幌高裁平成22年11月5日判決・判時2101号61頁が、「放送受信契約は、控訴人の放送を受信可能な受信機を設置することによって、実際に控訴人の放送を受信するか否かに関係なく締結を義務づけられるものであり、その意味で、放送受信契約は、対価的給付を前提とせずに受信料の支払義務のみを負担する契約であると認められる」（甲5・66頁4段目参照。なお、下線は原告代理人らが付した。）と判示しているとおりである。

もっとも、放送法64条1項は、「特殊な負担金」を支払うべき者を決するに際し、原告の放送を受信することのできる受信設備の設置という客観的事実にかからしめることで、公共放送の自主財源の確保を図ろうとしたものであるから、そのこととの関係で、放送受信料が、受信可能性ないし視聴可能性との関係で対価的性質を有するようにも思える。しかし、これは上記のとおり受信設備の設置に着目した制度であることの反射的効果によるもので、仮に放送受信料に対価的性質があるとしても、それは従たる性質にすぎない。

この点、被告は、自らの主張の根拠として東京高等裁判所平成24年2月2

9日判決を挙げるが、同判決は、放送受信料は「視聴可能性」の対価にすぎず、「視聴」の対価ではないことを明確に述べているのであり、同判決の意義は視聴の対価性を否定する点にあるというべきである。

このように、放送受信料の本質は「特殊な負担金」であり、仮に対価的性質があるとしても従たるものにすぎないし、「視聴」の対価ではあり得ない。

### 第3 放送法4条1項各号を遵守した放送を行う義務の不履行を理由とする抗弁について

#### 1 総論

被告は、原告は「放送番組編集の準則を遵守することが求められている」（法4条1項各号）ことから、原告が「法4条1項各号を遵守した放送番組を放送すること」は当然に、放送受信契約の内容になっているとし、それを前提に、被告は、不完全履行の抗弁や同時履行の抗弁（不安の抗弁）を有し、これらにより放送受信料の支払いを免れ、あるいは正当に一時停止（又は留保）できると主張する（答弁書「第3」「3」）。

しかしながら、放送法4条所定の義務の法的性質の観点からも、原告の放送番組編集の自由の保障の観点からも、被告のかかる主張は認められない。以下、これらの点についてそれぞれ詳しく述べる。

#### 2 放送法4条所定の義務の法的性質との関係について

放送法4条1項各号所定の放送番組編集に関する規定は、放送事業者がどのような内容の放送をするかという、放送番組編集の自由は、国民の知る権利に奉仕するものとして表現の自由（憲法21条）の保障の下にあることを当然の前提としたものであるから、放送事業者に対して法的義務を定めるものではなく、倫理的義務を定めたものと解するべきである。

この規定の法的性質については最高裁判所調査官解説でも、「この規定の性質

及び憲法適合性をめぐっては議論のあるところであるが、法的効力のない倫理的意味の規定と解する見解が通説とされる」(甲6・最高裁判所判例解説民事篇平成20年度379頁注10)と指摘されているところである。

そして、かかる倫理的義務と放送受信料支払義務とを直接関係づけて、放送受信契約締結義務に基づいて締結される放送受信契約の効力に消長を来すものとする規定は放送法にも放送受信規約にもない。

したがって、原告が倫理的義務を負うことと、放送受信契約締結義務に基づき原告との間で放送受信契約を締結した者が負う放送受信料支払義務との間には、なんら関係はなく、牽連性も対価性も認められないというべきである。

この点、同一の論点が争点となった受信料債務不存在確認訴訟に関する東京地方裁判所平成2年12月21日民事第25部判決・LEX/DB25400722は、「しかし、右の放送法3条の2(現行放送法4条：原告代理人註。以下同じ。)所定の放送番組編集に関する規定は放送事業者に対する倫理的義務を課したものと解される。そして右規定と同法32条所定の放送受信契約に関する規定とを直接関係させて、放送受信契約の効力等について定めた規定は存在しない。そうすると、被告が放送事業者として放送番組の編集に当たり、政治的、宗教的に公平であるべき倫理的義務を負うことと、同法32条(現行放送法64条：原告代理人註。以下同じ。)の規定に基づく受信機を設置した者の受信料支払義務の存在との間には何ら直接的な関わりはないといわなければならない。被告の右倫理的義務遵守が受信機を設置した者に対する同法32条適用の前提条件であると解すべき特段の根拠はない。」(甲7の2頁「第三」10行目以下。なお、下線は原告代理人らが付した。)と明確に判断している。

### 3 原告の放送番組編集の自由との関係について

被告の主張が失当であることは、原告に保障された原告の放送番組編集の自由の観点からも明らかである。

この点については、前掲福岡高等裁判所平成20年5月15日判決が以下のとおり判示している。

「放送法は、放送の効用の保障、放送による表現の自由の確保等の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律しその健全な発達を図ることを目的としているところ（同法1条）、同法3条は、「放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」とし、放送番組編集の自由を規定しているから、別に法律で定める権限に基づく場合でなければ、放送番組編集への関与は許されない。そして、放送受信契約者ないし視聴者は、極めて多数であり、番組に対する理解や価値観も多岐にわたることに鑑みれば、個々の放送受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組を視聴すべき権利ないし法的な利益を一般的に認めることは、被控訴人の放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめるに等しい」「イ 以上からすれば、放送法の定める被控訴人の義務は公法上のものであり、被控訴人が個々の放送受信契約者に対し、受信契約上、放送法の規定に従った放送を行う債務を負っているということとはできないというべきである」（甲4の3頁「第3」の「2（1）ア」の17行目以下。なお、下線は原告代理人らが付した。）

このように、原告の放送番組編集の自由の観点から見ても、原告は、被告に対し、放送受信契約上、放送法の規定に従った放送を行う債務を負っていないというべきである。

#### 4 放送法4条1項違反行為の有無について

被告は、被告独自の法的見解を前提として、原告の放送した個別の番組を挙げて、「原告の放送が、4条2号、4号に違反」していると主張する（答弁書「第3」「4」の（3））。

しかしながら、すでに述べた通り、放送法4条1項は「倫理的意味の規定」、「倫理的義務」に過ぎず、法規範性を有しないから、その余を検討するまでもなく、被告の主張は失当である。

また、放送法における「放送番組」とは「放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう」（放送法2条28号）のであるから、放送法における「放送番組」に対する規律が、個々の放送番組毎に適用されることを想定していないことは明らかであり、放送法4条1項2号、4号は、個々の番組毎に判断されるのではなく、当該放送事業者が行っている放送番組全体について判断されるものであって、被告の主張はこの点でも失当である。

## 5 小括

以上のとおり、放送法4条1項の義務は、広く国民に対して負う倫理的義務であり、放送受信契約者に対して負う法的義務ではなく、放送受信契約の内容ともなっていない。

よって、被告の主張する不完全履行の抗弁や同時履行の抗弁（不安の抗弁）はいずれも失当である。

## 第4 情報開示義務違反を理由とする抗弁について

被告は、受信契約の内容として、原告が視聴者に対して適切な情報を開示する義務を負っていると主張する（答弁書「第3」「6」）。しかしながら、かかる主張は失当である。

放送受信契約の契約内容を定めている放送受信規約には、情報開示制度に関する記載自体が全く存在せず、ましてや、受信契約者に対して適切な情報開示を行う義務と放送受信料支払義務の間に牽連性や対価性があることをうかがわせるような記載など一切ない。その余の点を検討するまでもなく、被告の主張は何ら理由がない。



なお、念のため付言するに、原告は、視聴者への説明責務を果たしていくために、平成13年7月から、法令等の定めによらず、「NHK情報公開制度」を用意し、自主的に情報公開を実施している。しかるに、本件の被告訴訟代理人白井啓太郎（以下、「訴外白井」という。）から原告に対して、平成26年2月18日付で開示の求めがなされた合計7件の情報については、平成28年2月3日のNHK情報公開・個人情報保護審議委員会（以下、「審議委員会」という。）に諮ったうえで、平成28年2月4日付で5件については不開示と判断したが、残りの2件については平成28年2月23日の審議委員会に諮り、平成28年2月24日付で開示した。

この点、たしかに、開示の求めから審議委員会に対して意見を求めた旨の通知までは約1年8カ月が経過しているが、これは原告が情報公開を怠っていることによるものではなく、数多く寄せられる開示の求めに対応するために必要かつ相当な期間を要したに過ぎない。また原告は、原告ホームページにおいて情報公開の実施状況を公表しており、開示の求めの進捗を周知している。

被告は、「視聴者に開示されるべき情報」が「不開示に」なったことは、「適切な情報を開示する義務を怠」るものであるという趣旨の主張をするが、原告は所定の手続きに則って審議委員会の意見を聴取するなどし、審議委員会による再検討も行ったうえで、2件については開示したのであり、このことは原告が適切に情報開示を行っていることの証左である。

## 第5 結語

以上のとおり、被告の主張はいずれも失当であり、原告の請求は速やかに認められるべきである。

以上

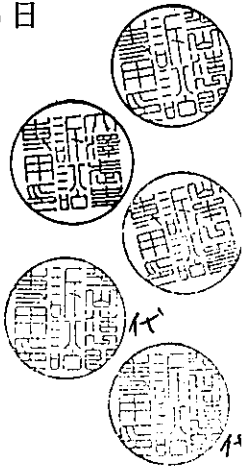
平成28年(ワ)第3号 放送受信料請求事件  
原告 日本放送協会  
被告 宮内正蔵

証 拠 説 明 書 1

平成28年4月15日

奈良地方裁判所民事部4B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 平 山 浩一郎  
同弁護士 大 澤 武 史  
同弁護士 山 本 一 貴  
同弁護士 梅 田 康 宏  
同弁護士 秀 桜 子



頭書事件につき、次のとおり証拠の説明を致します。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1	放送受信契約書 原本	H21. 3. 15	原告及び 被告	被告が、平成21年3月15日に原告との間で放送受信契約(本件契約)を締結した事実等。	
甲2	東京高等裁判所 平成22. 6. 29判決 (判例時報2104号40頁) 写し	H22. 6. 29	東京高等裁 判所	放送法が、放送受信料を財源とし、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による」(放送法第15条)放送を実施すること等を原告の必須業務とし、他方で広告等による収入により運営される民間放送事業者を併存させることで、公共放送事業者と民間放送事	

					業者が相互に補完しあい、また切磋琢磨して、放送事業者全体としてすべての国民に対し多種多様で、良質の放送を提供することを企図し、公共放送と民間放送による二元体制を採用した事実等。
甲 3	最高裁判所 平成 23. 5. 31 決定	写し	H23. 5. 31	最高裁判所	甲 2 号証の判決が、最高裁判所で上告棄却等により確定している事実。
甲 4	福岡高等裁判所 平成 20. 5. 15 判決 (LEX/DB28141066)	写し	H20. 5. 15	福岡高等裁判所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送受信料を単なる放送の提供の対価ととらえることには無理があり、原告の業務を行うための公的負担としての性質を有する事実等。</li> <li>・放送法の定める原告の義務が、公法上のものであり、原告が個々の放送受信契約者に対し、受信契約上、放送法の規定に従った放送を行う債務を負っているということはできない事実等。</li> </ul>
甲 5	札幌高裁 平成 22. 11. 5 判決 (判例時報 2101 号 61 頁)	写し	H22. 11. 5	札幌高等裁判所	原告との放送受信契約は、対価的給付を前提とせずに受信料の支払義務のみを負担する契約であると認められる事実等。

甲 6	最高裁判所判例解説 民事篇 平成 20 年度 379 頁	写し	H21 年	最高裁判所	放送法第 4 条第 1 項各号所定の放送番組編集に関する規定の法的性質は、法的効力のない倫理的意味の規定と解する見解が通説とされる事実等。
甲 7	東京地方裁判所 平成 2. 12. 21 判決 (LEX/DB25400722)	写し	H2. 12. 21	東京地方裁判所	原告が放送事業者として放送番組の編集に当たり、政治的、宗教的に公平であるべき倫理的義務を負うことと、同法 3 2 条（現行放送法第 6 4 条：原告代理人註。）の規定に基づく受信機を設置した者の受信料支払義務の存在との間には何ら直接的な関わりはない事実等。

以上







欄に「二五年一月〜二五年一月」と記載があるものの、被控訴人甲野は、この期間を超えて、平成二五年一月から平成二六年三月三十一日まで放送受信料を支払ったことについては当事者間に争いのない事実であることを、加えて、被控訴人甲野は、原告の本人尋問において、被控訴人の不持事の報道に接し、これに対する抗議の意味で支払を停止した旨の供述をしているのであるから、期間を限定した放送受信料を締結したことを認めることはできない。したがって、被控訴人甲野の上記の主張は採用することができない。

ハ 被控訴人之山について

イ 本件放送受信料(之山)の契約書(甲乙二)が被控訴人之山の妻の署名に基づいて作成されたことは当事者間に争いがなく、また「1. 放送法 放送受信料に付し、放送受信料を締結します。」2. 住所を記載した上で付す。」3. 放送受信料を、口座振替、自動払込みにより支払うことを申し込まます」と記載があり、被控訴人之山は、原告の本人尋問において、お金がないこと及び被控訴人の不持事の報道に接して、それ以後被控訴人の放送を視聴しないこととしたので支払を停止した旨の供述をしているのであるから、期間を限定した放送受信料を締結したことを認めることはできない。したがって、被控訴人之山の上記の主張は採用することができない。

新額に○を付すようになっていること、また「1.」に○が付されていること、さらに一九九五年をその隣に記述していることを認めることができるのであるから、被控訴人之山の妻は、放送受信料であることを認識して同意に署名押印したものと認められるのであって、被控訴人の主張を認めることはできない。

ロ 被控訴人之山は、当事者間で、期間を限定して放送受信料を締結したかのように主張する。同意書の期間欄に「二四年五月〜二四年五月」と記載があるものの、被控訴人之山は、この期間を超えて平成二四年五月から平成二六年三月三十一日まで放送受信料を支払っていたことについては、当事者間に争いのない事実であることを、加えて、被控訴人之山は、原告の本人尋問において、お金がないこと及び被控訴人の不持事の報道に接して、それ以後被控訴人の放送を視聴しないこととしたので支払を停止した旨の供述をしているのであるから、期間を限定した放送受信料を締結したことを認めることはできない。したがって、被控訴人之山の上記の主張は採用することができない。

ハ いわゆる日常家事債務について  
民法七六一条に定める、日常家事に関する法律行為によって発生した債務とは、婚姻共同体において家庭生活を営むために通常必要とされる法律行為に基づく債務であるが、問題となる具体的な法律行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属するか否かを決するに当たっては、

原告が、夫婦の一方が取引関係に立つ第三者の保護を目的とする規定であることにかんがみ、肉体的な事柄とその行為の個別的な目的のみを重視して判断すべきではなく、客観的に、その法律行為の種類、性質等を考慮して判断すべきであること、現代社会において、テレビ番組の視聴は「日常生活に必要交際費を収集するため又は相互に娯楽目的として、夫婦の共同生活を経営して生活費を得るもの」として「放送法(以下「法」という。))三三一条(国会(被控訴人)の放送を受信することのできる受信設備を備えた者は、個人(被控訴人)とその放送の受信について、契約をしなければならず」と規定しており、この規定によれば、被控訴人の番組の視聴をするか否かを問わず、契約締結を強制しているものといえること、したがって、法三三一条の規定の文意を解釈する限り、放送受信料の締結は「民法七六一条本文の日常の家事に関する法律行為の範囲に属する」ということができる。

被控訴人之山は、日常家事債務に当たっては、現代社会において、テレビ番組の視聴は日常生活に必要交際費を収集するため又は相互に娯楽目的として夫婦の共同生活を営む上で通常必要なものであるとしても、民法のテレビ番組の視聴で足り、その中に被控訴人の番組の視聴が含まれるものではない等と主張するが、被控訴人之山の上記の主張は、法三三一条が契約締結を強制している部分が無効であるか、被控訴人の番組の視聴をする場合に限り契約を締結

するとの無効主張をすべきである旨の主張と同旨を主張することに拘束されるものと解される。法三三一条が無効であるか、限定解釈をすべきであるかについては後記の抗弁(1)ウ(法三三一条の趣意)において検討する。このことは、法三三一条の文意とこの規定の趣意とを重視して判断することとする。そうすると、本件放送受信料(之山)の締結は、民法七六一条本文の日常の家事に関する法律行為に当たることになり、被控訴人之山は、本件放送受信料(之山)の締結当時、同契約の締結に関する代理権を有していたものと認められる。したがって、被控訴人之山の上記の主張は採用することができない。

ニ 抗弁について

1) 放送法の規定及び趣意

ア 法一条には「この法律は、左に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規制し、その健全な発達を図ることを旨とする。」として、その原則として、「1 放送が国民に公平に普及され、その効用を最大とするを保障すること、2 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること、3 放送に携わる者の権利を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発展に資するようにすること」が規定されている。

そして、放送の健全な発展に係る立法政策としては、① 民間企業のみによる形態、② 国営企業のみによる形態、③ 公営企業のみによる形態、④ 公営企業及び民間

企業の二本柱の形態の四つがみられるところ、これらの放送事業の各種形態については一段一層がわけて、放送事業が民間企業でのみ経営されること、放送事業が都市部に集中し、営利性の乏しいそれ以外の地域は頭をならねなくなるおそれがある一方で、国営企業又は公営企業のみで経営されること、国から独立して番組等を作成する放送番組の編集の自由、ひいては表現の自由との関係で問題が生じるおそれがあることなどにかんがみて、法は、個人の創意工夫により個性化された放送文化を建設し、自由な競争として、一般放送事業者による放送(法三三一条三号の「三、五一条以下」)を認めるとともに、全国民にその趣意を満たす内容を放送することができる公共的な事業体としての被控訴人を設立して「法八条、一般放送事業者による放送及び被控訴人による放送という独立した二系列の事業システムを構築し、これを併立させることにより、我が国の放送事業が全体として公共の福祉に適合する健全な発達を促す統合的な体制を確保しようとしたものである。

イ 被控訴人の目的として、「公共の福祉のため」に、あまねく日本全国において受信できるように、かつ、良い放送番組による国内放送を行い又は当該放送番組を委託して放送させることにより、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び委託協会国際放送業務を行うことを目的とする。」(法七条と規定し、被控訴人を全国民の要望を満たすような放送番組を放送する任務を有する公

共性の強い特殊法人として位置づけるとともに、独立した二系列の事業システムに属する各放送事業者は、互いにその長所を發揮し、互いに協働して、各々その長所を伸ばすことが期待されている仕組みのなかにあるといえる。

そして、一般放送事業者の放送事業に比して被控訴人の放送事業の特色としては、法は、被控訴人に対し、放送番組の編成及び放送の委託に当たっては、「一、かつ、かつ、良い放送番組を放送し又は委託して放送させることによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するよう、に、最大の努力を払うこと。」(全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようすること)、「我が国の過去の優れた文化の継承並びに新たな文化の育成及び普及に寄与しようとする。」ことを求め(法四四条一項)、一般放送事業者にはない、高い水準の義務を法定するほか、被控訴人は、公衆の要望を知るため、定期的に「科学的世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければならない。」(法四四一条二項)、被控訴人は、総務大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を二週間以上休止すること(法四四八条)など、一般放送事業者にはない特別の義務を課している。また、放送事業者が広告主からの広告費収入に依存する財政基盤のもとで行われる形態にあっては、言論報道の多元性の確保や少額視聴者向けの放送の業務等の確保について、制度的に困難な面が存在することを免れないために、他人の営業に関する広告の放送を禁

止し、広告収入の途を閉ざし(法四六一条一項、他項)、自主的財源の確保の手段として、国からの拠出金等ではなく、被控訴人の放送を受信できる受信設備を備えた者に放送受信料の締結を義務づけ(法三三一条一項本文)、放送受信料の収入によつて自主的財源を確保することとしている。

そして、法は、被控訴人が、国から独立した特殊な法人格を有する企業としてつとめ、公共性を確保して適正に運営されるとともに放送受信料の適正な徴収とその徴収についても適正な監督ができるような仕組みを義務している。すなわち、被控訴人には、閣議院の同意を得て内閣府大臣によつて任命される委員二名によつて構成される経営委員会が設置され(法二五一条一項から三項)、被控訴人の経営に関する財政方針や番組基準及び放送番組の編成に関する基本計画など被控訴人の業務の適正な確保するために必要な体制の整備等について議決をするほか、委員の職務の執行の監督等を行うこととなる(法一四一条一項)。被控訴人の役員としては、経営委員とは別に、経営委員会により任命される会長と、会長が経営委員会の同意を得て任命する副会長、理事があり、これらの若くは理事が構成される(法二四一条二五一条及び二七一条一項から三項)。理事会において、被控訴人の重要業務の執行について審議し、会長が被控訴人を代表して、経営委員会の定めるところに従い、業務を執行する(法二五一条二項、二六一条一項)ほか、被控訴人の毎事業年度の収支予算、事業計画、資産計

画、財務調査及び業務報告書は、総務大臣に提出され(法三七一条一項、三八一条一項及び四〇一条一項)、総務大臣は、これについて意見を付して内閣を経て国会に提出し、毎事業年度の収支予算、事業計画、資産計画については国会の承認事項とされ、契約締結者から徴収する月額受信料の額についても収支予算の承認によつて定まるものとされている(法三七一条一項、四四項)。業務報告書については国会の報告事項とされ、財務調査についても会計検査院の検査を経て国会に提出される(法三七一条一項、三八一条一項及び四〇一条一項、三項)こととなっている。

ウ 法三三一条の趣意

ハ 被控訴人は、上記規定のとおりから明らかのように、国から独立した組織として構成されたが、国屋の代表者が組織された国会によつてその運営及びその資金使途等についても間接的にコントロールされている。また、被控訴人が全国においてあまねく放送を受信できるように放送することや少額視聴者向けの放送の実施等を課することが期待されているだけではなく、被控訴人が行う放送の水準を確保することは、一般放送事業者の放送水準の確保にも影響することになるといえるべきである。なぜなら、仮に広告料収入を削減とする一般放送事業者のみによる放送を行う体制となれば、民間企業としては利潤の最大化を求めざるを得ないために視聴率の最大化を求め一時的、ときには商業主義的に傾斜した番組の制作及び編成に向かいがちであろうし、広告効果を超える制作費のかかる番





平成22年(才)第1594号

平成22年(受)第1930号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成21年(ネ)第4582号,同22年(ネ)第904号受信料請求控訴,同附帯控訴事件について,同裁判所が平成22年6月29日に言い渡した判決に対し,上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって,当裁判所は,次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは,民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ,本件上告理由は,違憲及び理由の食違いをいうが,前提を欠くか,その実質は単なる法令違反を主張するものであって,明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば,本件は,民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成23年5月31日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田 原 睦 夫

裁判官 那 須 弘 平

裁判官 岡 部 喜 代 子

裁判官 大 谷 剛 彦

裁判官 寺 田 逸 郎

当 事 者 目 録

上告人兼申立人

上告人兼申立人

上記兩名訴訟代理人弁護士

梓	澤	和	幸
澤	藤	統	一 郎
坂	井		眞
中	村	秀	一
杉	浦	ひ	と み
西	岡	弘	之
藤	川	綱	之
秋	山		亘
日	隅	一	雄

東京都渋谷区神南 2 - 2 - 1

被上告人兼相手方

同代表者会長

日	本	放	送	協	会
松	本	正	之		

これは正本である。

平成23年5月31日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

木 綱 清



## 《全文》

【文献番号】 28141066

損害賠償等請求控訴事件  
 福岡高等裁判所平成20年(ネ)第29号  
 平成20年5月15日第5民事部判決  
 口頭弁論終結日 平成20年3月13日

## 判 決

控訴人 X  
 同訴訟代理人弁護士 吉田祐治 松田健太郎 佐藤拓郎  
 被控訴人 日本放送協会  
 同代表者会長 Y  
 同訴訟代理人弁護士 梅田康宏 高木志伸

## 主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

## 第1 当事者の求めた裁判

(控訴人)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、131万円及びこれに対する平成19年8月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、本判決確定の日から一週間以内に、被控訴人が放送するNHK教育テレビジョンにおいて、原判決別紙1記載の文章による取消訂正放送をせよ。

(被控訴人)

主文同旨

## 第2 事案の概要

被控訴人は、NHK教育テレビジョンにおいて「わくわく授業・考えよう!円周率」と題する番組を放送した公共放送事業者であり、控訴人はこれを視聴した放送受信契約者である。本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人は、前記番組において真円軌道に外接する円の回転運動について誤った内容を放送したのに、控訴人による訂正放送の要求にも応じないとして、〔1〕放送法の定める正しく優良な放送を提供すべき受信契約上の義務に違反したことによる債務不履行に基づく損害賠償として10万円の支払、〔2〕放送法の定める正しく優良な放送の提供を受ける権利・期待権を侵害した不法行為に基づく損害賠償として慰謝料11万円の支払、〔3〕放送法4条に基づく訂正放送請求を拒絶したことにつき不法行為に基づく損害賠償として慰謝料110万円の支払、〔4〕同条に基づく訂正放送をそれぞれ求めた事案である。

なお、控訴人は、被控訴人が同テレビジョンにおいて平成19年5月14日午前1時45分から「課外授業・考えよう!円周率」と題する番組を放送し、同番組にも同様の誤りがあるとして、前同様の請求をしているかのようなのであるが、前記日時に放送された番組において真円軌道に外接する円の回転運動について説明がされたことを認めるべき証拠はないし、弁論の全趣旨によれば、控訴人が問題としている番組は、前記「わくわく授業・考えよう!円周率」であることが明らかである。

被控訴人は、本件訴えは、訴えの利益がなく不適法である、仮に、適法であるとしても控訴人の主張する被侵害権利ないし法的利益は法的根拠を欠くと主張した。

原判決は、控訴人の訴えは適法であるが、控訴人の主張する権利ないし法的利益は認められず、また、そのため放送法4条の訂正放送請求の要件である「権利の侵害」がないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

## 1 前提事実

## (1) 本件番組の放送

被控訴人は、平成19年5月13日午後7時及び同月19日午前1時5分から、NHK教育テレビジョンにおいて「わくわく授業・考えよう!円周率」と題する番組(後者は、前者の再放送。以下「本件番組」という。)をそれぞれ放送し、控訴人は本件番組を視聴した。控訴人は、被控訴人との間で放送法32条1項に基づく受信契約を締結している。

(甲7の1, 2, 甲9の1, 2, 3の1ないし7, 乙4, 弁論の全趣旨)

## (2) 本件番組の内容

本件番組は、熊本市内の小学校の教師による小学5年生の算数の授業風景を紹介したものである。その中には次のような部分(以下「本件部分」という。)がある。

(乙4, 5の3)

ア 教室で、教師が、生徒たちに見えるようにダンボールでできた同じ直径の二つの円(一つには花が、もう一つには蝶が描かれている。)を黒板に掲げ、蝶が描かれた円を、花が描かれた円の外周に沿って時計回りに動かしながら、「花の周りを回りながら、ただし、ここはちゃんとくっつくように、こう回って行こう。」と蝶が描かれた円の動きを説明する。

イ アナウンサーがナレーションで「直径が同じ二つの円。一方が、もう一方にくっつきながら一周するとき、何回転するでしょう。」と述べる。

ウ 教師が、「ちょっと隣りの人と相談してごらん。」と言って、生徒たちに互いに相談させた上、回答を聞いて回ると、生徒たちが口々に「一回転。」、「二回転。半分で多分一回転すると考えられるから。」等と回答する。

エ 教師が、蝶が描かれた円を実際に動かして見せ、花が描かれた円の下に蝶が描かれている円が来たときに、「蝶は一回転したね。あと半分残っているということは。」と問いかけ、生徒たちが「二回転だ。」と答える。

オ 教師が、「円の中心が動いた長さが、円周の長さと一緒になんだ。」「これを利用すると蝶々の問題が解けるんです。」と述べ、プロジェクターで、一つの円の外周に沿って同じ直径の円が一周するとき、その円の中心が描く軌跡を赤い線で示した映像を写しながら、「円の中心をちょっと見ておいてよ。この中心がどう動くかという、大きな円が出てきたね。この分だけ動くんですね。」と述べる。

カ「がっこうゴハン」のコーナーになり、子供たちが、教室で給食を食べながら、お椀や牛乳パックなどを回し、その回転数を数えようとしている。

### (3) 控訴人による訂正放送請求

控訴人は、本件番組の本件部分に、後記2(2)(控訴人)アのとおり、誤りがあるとして、被控訴人大部分放送局を介するなどして被控訴人に電話や書面で誤りの指摘等の申入れをした上、平成19年7月12日付けで放送法4条1項に基づく訂正放送の請求を行った(甲1,4ないし6,弁論の全趣旨)。

これに対し、被控訴人は、同月31日付けで、本件番組の内容に誤りはなくこれを訂正する必要がないこと、また、控訴人の請求には権利侵害の主張がないことからそもそも訂正放送請求の対象に該当しないと判断した旨の書面を控訴人に送付した(甲3)。

さらに、控訴人は、同年8月2日付けで、再度、放送法4条1項に基づく訂正放送の請求を行った。この際、控訴人は、被控訴人により優良番組提供の責務(放送法44条1項1号,3条の2第1項3号,同条の2第3項)に違反する誤った内容の欠陥番組を視聴させられたものであって、被控訴人の債務不履行により正しく優良な放送を受給する権利を侵害されたと主張した(乙9)。

これに対し、被控訴人は、同月23日付けの書面により、控訴人の請求内容は放送法4条1項にいう権利侵害の要件を満たしていないと判断した旨回答した(乙10)。

## 2 争点

### (1) 本件訴えの適法性

#### (被控訴人)

後記(2)(被控訴人)イ,ウのとおり、控訴人には、放送法に沿った優良番組の放送を受ける権利ないし期待権はないし、放送法4条1項に基づく訂正放送請求は私法上の権利ではない。控訴人の被侵害権利ないし被侵害利益についての主張は法的根拠がなく、控訴人と被控訴人間には司法判断の対象となるべき法律関係がないから、本件各請求は訴えの利益を欠き不適法であり、却下されるべきである。

#### (控訴人)

#### 争う。

(2) 本件番組の放送により控訴人の権利ないし法的利益が侵害されたか。訂正放送請求権の有無。訂正放送請求を拒絶したことの違法性

#### (控訴人)

ア 本件部分が誤りであること

本件部分は、原判決別紙2のとおり、真円軌道に外接する円の回転運動の説明について誤りがある。本件部分は、数学の基本的な問題についての誤りであるから、「学」以外の一般人の基準で真実かどうかを判断すべきものではない。被控訴人は、蝶が360度方向転換した動きをもって「一回転」と表現したというが、蝶の描くリマソン曲線の軌跡は円周や円周率とは全く無関係であるから、「円周や円周率に関する学び」という本件番組の目的と矛盾したこじつけにすぎない。

イ 本件番組により控訴人の権利ないし保護法益が侵害されたこと

(ア) 本件部分の放送により、被控訴人は、豊かで良い番組の放送による公衆の要望を満たすこと(放送法44条1項1号)、報道は事実をまげないですること(同法3条の2第1項3号)、教育番組は対象者にとって有益適切な内容であること(同条の2第3項)とする放送法の定めに違反した。

前記放送法上の被控訴人の責務は、反射的、投影的に、私法上の双務契約である受信契約の内容となり、前記責務に違反した本件番組の放送は、放送受信契約者である控訴人に対する債務不履行となる。また、放送法の定める優良番組の提供を受ける控訴人の権利ないし期待権を侵害するものとして不法行為となる。

(イ) 放送法32条1項の受信契約は私法上の契約であり、受信料は公的な負担ではなく、放送役務の対価としての受信に対する料金である。受信料を公的費用などの片務的な負担にとらえ、双務契約である受信契約に基づく優良放送を受ける権利を否定することは、憲法30条,84条の租税法律主義に反する。また、放送事業者と国民との関係がすべて公法関係であるとして私法的な原則の適用を否定することは、治外法権をいうに等しく憲法32条の裁判を受ける権利を侵害するものである。また、優良番組の視聴権は、憲法13条の自由権,幸福追求権及び憲法21条1項の知る権利に基づき同法11条の不可侵の基本的な人権として保障されるべきである。

ウ 控訴人には訂正放送請求権があり、訂正放送を拒絶したことが違法であること

放送法4条は公法規定ではなく私法規定であり、控訴人には訂正放送請求権がある。控訴人は、同条に基づき訂正放送請求をしたところ、被控訴人はこれを無視した。仮に、訂正放送が公法上の義務であるにしても、控訴人の訂正放送請求を無視することは重大な義務違反である。

#### (被控訴人)

ア 本件番組に誤りはないこと

本件番組は、子供や若者の関心を惹きつけるユニークな授業をする先生の取組を紹介し、現場の先生や教師を目指す人達に役立つ情報を提供し、「わかること」のおもしろさを伝えることを目的としたシリーズであるところ、本件部分では、教師は、蝶が円の回転によって時計周りに動いて向きを変え、いったん上下逆さまになった後、さらに動いて元の向きに戻ることを「一回転」と説明し、蝶が描かれた円が、花が描かれた円の周囲を一周する間に、この「一回転」が2回生じることをもって「二回転」と説明しており、生徒たちも教師の説明をそのように理解している。そして、アナウンサーのナレーションもそれに符合した説明をしており、実際に本件番組を視聴した視聴者もそのように受け取ることが明らかである。したがって、普通の注意と視聴の仕方によって本件番組を視聴した一般の視聴者が受け取る意味内容を基準

とすれば、本件部分の内容は真実である。本件部分の教師の説明は、算数やクイズとして著名な本件部分の問題の一般的な解説であり、誤りではない。原判決別紙3記載のとおり、その内容は真実である。

イ 控訴人の主張する権利ないし保護法益は認められないこと

(ア) 被控訴人は放送法の規定に沿った豊かで良い放送番組による放送を行うべき公法上の義務を負っているところ、受信契約はそのことを所与の前提としてされるものであって、受信契約に基づく債務として、被控訴人が受信契約者に対し放送法を遵守した放送を給付する義務を負うものではない。

控訴人が主張する優良番組の提供を受ける権利、期待権とは、いかなる内容で、どのような理由で法的保護に値するのかについて具体的な主張がなく、法的根拠を欠いている。

(イ) 控訴人は、受信契約が民法上の契約であることを根拠として受信契約が双務有償契約である旨主張するが、受信契約に民法上の契約法理が適用されることと、特別法によって契約自由の原則が制限されることは別問題であり、論理の飛躍がある。受信料については、被控訴人の業務を行うための特殊な負担金であり、放送の視聴に対する対価ではないとする考え方が一般的である。

ウ 訂正放送請求について

放送法4条1項の訂正放送請求は、放送事業者が当該放送の真実性に関する調査及び訂正放送等を行うための端緒と解するのが相当であって、同請求は、放送事業者と視聴者の関係を基礎付ける私法上の請求権ではない。被控訴人の訂正放送の義務は、公法上の義務であって、私法上の義務ではなく、被控訴人には、控訴人の主張する訂正放送を行う義務はない。

また、放送法4条1項にいう「権利」とは、明文化されている権利のみならず、法律上保護される利益も含まれるが、事実上の利益、経済上の利益は含まれないところ、控訴人が侵害されたとする権利がいかなる内容でどのような理由で法的保護に値するのかについて、何ら控訴人から具体的な主張はなく不明であり、控訴人は、同項所定の権利を侵害された者には当たらない。

(3) 損害額

(控訴人)

正しく優良な放送を提供する債務の債務不履行による損害賠償としては10万円(なお、損害額については控訴人の支払う1か月あたりの受信料は920円、1日当たり30円であり、被控訴人の視聴はニュース等を含め1日1時間であるから、30分番組である本件番組の提供による損害額は予備的には15円である。)優良番組受給の権利、期待権を侵害した不法行為による慰謝料は11万円、訂正放送の請求無視の重大な義務違反による慰謝料は110万円が相当である。

(被控訴人)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)について一本件訴えの適法性

被控訴人は、控訴人の被侵害権利ないし被侵害利益についての主張は法的根拠がなく、本件訴えは訴えの利益を欠いていると主張するが、控訴人の請求の根拠となる法律関係の存否は、本案において判断すべき事項であるから、その不存在をもって訴えの利益がないとはいえず、本件訴えが不適法ということとはできない。

#### 2 争点(2)について一本件番組の放送により控訴人の権利ないし法的利益が侵害されたか。訂正放送請求権の有無。訂正放送を拒絶したことの違法性

(1) 本件番組の放送により控訴人の権利ないし法的利益が侵害されたか

ア 放送法によれば、被控訴人は、公共放送事業者として、豊かで良い番組を放送して公衆の要望を満たすこととされ(放送法44条1項1号)、また、放送事業者として、報道は事実をまげないですること

(同法3条の2第1項3号)、教育番組は対象者にとって有益適切な内容であること(同条の2第3項)が求められている。控訴人は、これらの責務は受信契約の内容であり、これに違反したときは放送受信契約者である控訴人に対する債務不履行となるし、放送法の定めに沿った優良番組の提供を受ける控訴人の権利ないし期待権を侵害するものとして不法行為となると主張する。

そこで、受信契約について検討するに、受信契約は、被控訴人の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が被控訴人と締結することを強制される契約であり(同法32条1項)、その契約の条項については、あらかじめ総務大臣の認可を受けるが(同条3項)、契約の条項である日本放送協会放送受信規約の内容は、もっぱら受信料に限定されており、被控訴人の行う放送が放送受信契約者に対する債務であることを定めた規定は存在しない(甲9の2、弁論の全趣旨)。そして、受信料は、被控訴人の放送を受信できる受信設備を設置することがその基礎となっているが、放送を視聴するか否か又は視聴の時間の長短にかかわらず、料金が定額であること、被控訴人の事業の費用がほぼ受信料により賄われていることからすれば、受信料を単なる放送の提供の対価ととらえることには無理があり、被控訴人の業務を行うための公的負担としての性質を有することは否定できない。結局、受信契約の内容ないし受信料の性質からは、被控訴人の前記の責務が放送受信契約者に対する債務であるとすべき根拠は見い出せない。

他方、放送法は、放送の効用の保障、放送による表現の自由の確保等の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律しその健全な発達を図ることを目的としているところ(同法1条)、同法3条は、「放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」とし、放送番組編集の自由を規定しているから、別に法律で定める権限に基く場合でなければ、放送番組編集への関与は許されない。そして、放送受信契約者ないし視聴者は、極めて多数であり、番組に対する理解や価値観も多岐にわたることに鑑みれば、個々の放送受信契約者ないし視聴者の理解や価値観を基準として、それらの者に対し、豊かで良い、事実を曲げない、有益適切な番組を視聴すべき権利ないし法的利益を一般的に認めることは、被控訴人の放送番組編集の自由を著しく制約するものであり、その行使を事実上不可能ならしめるに等しい。

イ 以上からすれば、放送法の定める被控訴人の義務は公法上のものであり、被控訴人が個々の放送受信契約者に対し、受信契約上、放送法の規定に従った放送を行う債務を負っているということとはできないというべきである。

また、同様の理由で、放送法の規定に従った優良番組の提供を受ける権利、期待権ないし利益が個々の放送受信契約者ないし視聴者の法的に保護されるべき利益であるとはいえないというべきである。したがって、本件番組の内容に誤りがあり、放送法の定め違反する点があるとしても、そのことにより控訴人の前記権利ないし法的利益が侵害されるとは認められない。

ウ 控訴人は、双務契約である受信契約に基づく優良放送を受ける権利を否定することは、憲法30条、



84条の租税法律主義に反すると主張するが、受信料は、放送法が受信設備を備えた者に対して契約締結を強制した結果生じる公的な負担であるから、租税とはいえず、租税法律主義に反するとはいえない。仮に受信料が放送の提供を受ける対価としての性質を併せ持つとしても、放送法の定める被控訴人の責務は、同法の目的(1条)や放送番組編集の自由(3条)との関係でとらえる必要があり、前記のとおり、受信契約に基づく優良放送の提供を受ける権利ないし期待権を認めることはできないというべきである。控訴人は、放送事業者と国民との関係がすべて公法関係であるとして私法的な原則の適用を否定することは治外法権をいうに等しく憲法32条の裁判を受ける権利を侵害するとも主張するが、放送事業者と国民の関係において民法の適用があり得ることは放送法4条3項等の規定から明らかであり、治外法権といった非難は当たらないし、憲法32条が控訴人の主張する権利ないし法的利益の根拠とならないことも明らかである。

また、放送法上の被控訴人の責務は、同法1条に定める同法の目的に明らかとなっており、国民の知る権利に資するものであるが、放送法は、同法1条所定の目的を達成するため、放送番組編集の自由を保障しているものであって、知る権利から直ちに控訴人の主張する権利ないし法的利益を保護すべきであるとはいえない。同様に、憲法13条から控訴人の主張する権利ないし法的利益を保護すべきであるともいえない。

(2) 訂正放送請求権の有無。訂正放送を拒絶したことの違法性

放送法4条1項の訂正放送請求は、「権利の侵害を受けた」こと、すなわち、法律上保護される権利ないし利益の侵害を受けたことがその主体となる要件であるところ、前記(1)のとおり、控訴人の主張する放送法の規定に沿った優良番組の提供を受ける権利、期待権ないし法的利益は認められないから、控訴人はそもそも放送法4条1項の訂正放送請求の主体となり得ない。

したがって、訂正放送請求権の法的性質について論ずるまでもなく、被控訴人が控訴人による訂正放送請求を拒絶したことに違法はなく、これを理由とする損害賠償請求及び控訴人の被控訴人に対する訂正放送請求はいずれも理由がない。

### 3 結論

以上の次第で、その余の点(争点(2)ア及び(3))について判断するまでもなく、控訴人の請求はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当である。よって、本件控訴はいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 山口幸雄 裁判官 前川高範 裁判官 伊藤由紀子

○年三月六日 被告に対し、増額前の年金額の二年分は計三万五千五百六十九円(三万七千八百六十二円)を無返送金した。

二 本件ゴルフの年金額の増額の有効性について

(1) ゴルフクラブ会費契約は、一定の年金額を定めてゴルフクラブの会費となること(非会員よりも優格的なプレーをしたがり特別なサービスを受けること)ができる権利を付することとを内容とする契約である。

原告は、本件クラブにおいて、年金額を増額するためには、会員個人の承諾が必要であると主張する。

本件クラブは、専ら営利ゴルフクラブであって、理事は会員が選出するのではなく、別途選出されており、その団体性は希薄である。したがって、会費の増額に際しては、原則として、会員たる原告とゴルフ場を運営している運営会社である被告との本件会費契約の内容の問題となる。ゴルフクラブ会費契約の内容に關する限り、原告が会費の増額に同意し、その増額が原告の利益に及ぼすものであれば、会費の承諾がなくても運営会社による増額が許される事項もあるといえるが、会費の基本的な権利義務関係に影響するような契約内容の変更は、運営会社が一方的に実施できないものと解される。本件において、年金額は、会員が毎年支払義務を負うものである。これを支払わなければ、会費資格を停止され、ゴルフクラブ会費契約を解除される可

能性もあることから、その金額の増減は会費と運営会社である被告との間の契約関係に重大な影響を及ぼすので、会費の基本的な義務に影響するといえる。よって、年金額の増減は、会員個人の承諾が原則として必要となるべきである。

原告は、年金額の支払は会費の基本的な義務であつても、金額が固定されているのではなく、年金額の金額は被告の経営判断によつて決まるものであるとして、金額の増減に当たって会費の個別の承諾は不要であると主張するが、年金額の金額が特定されていなければ、年金額支払義務の内容が明確にならないのであるから、年金額の金額も年金額支払義務の重要な要素であるといわねばならず、これを変更することは会費の義務に影響を及ぼすものである。また、会員がゴルフクラブ会費契約締結時に、会則や契約内容が将来的に変更される可能性を認識していたとしても、そのことから直ちにゴルフクラブ会費契約の基本的な権利義務に關する内容について、手続保障もなく一方的に決定されることまで了解していたとまで解することはできない。

(2) もともと、年金額がゴルフクラブの運営のために定められていることを考慮すれば、本件クラブのように多数の会員を抱えるゴルフクラブの場合、経営状態によつて年金額の増減をする必要が生じた場合には、会員個人の承諾が必要とする、一人でも増額に反対する会員がいると、年金額の増額はできないこととなり、ゴルフクラブの運営に支障を来すおそれがある。専ら営利ゴルフクラブの会費契約には団体加入

契約の側面もあることを考慮するならば、年金額の増額に關して会費の個別の承諾を得ることが困難な場合には、会費の総額が多数決又はこれに準ずる手続により反映され、かつ、年金額の増額に正当な理由があり、増額の幅も合理的な範囲であるときは、会費の個別の承諾がなくても年金額の増額が有効となる余地があると解するべきである。

上記認事事実によれば、被告は、本件クラブの年金額の増額に關して、会員全員に本件アンケートを実施したことが認められるところ、会員総数が予定されていない預託金制ゴルフクラブの本件クラブにおいては、原則に本件アンケートを実施して会費の意向を問うことは多数決原理に準ずるものといえる。また、理事の書面審議により、増額意向は審議事項として本件年金額の増額を決定したことが不当なもの認められるに足りる証拠はなく、年金額増額の議決の手續は適法かつたとまではいえない。しかし、本件アンケートの内容は、年金額の増減を前提としたものとなっており、年金額の増減が否かを理由も明記されておらず、増額のものに反対する意見を記載する欄もなく、会費の意向を十分に反映できる内容であったとはいえない。本件アンケートの集計結果にも、年金額の増減に反対する意見が反映されていない。また、実際の増額幅も有効回答数の中で最も賛成の多かった六百円ではなく、一番目多かつた八百円(〇〇〇円)に決定しているが、一番目の金額に決定した理由も明らかではない。以上によれば、被告が本件アン

ケートを実施したからといって、本件クラブの年金額の増額に關して会費の総額が反映されたものとはいえない。

(3) 被告は、年金額の増額の理由として、メンバーの来場者数を増やし、会費に對するサービスを向上させ、本件クラブの価値を高めることであると主張する。

原告は、会費のサービスを向上させて本件クラブの価値を高めるという目的は会費の利益にも達することであるから、正当といえる。しかし、その手段として、本件クラブの年金額を増額する必要があると認められるに足りる証拠はなく、年金額の増額に正当な理由があるとはいえない。被告は、会費本位の経営を目指したことで本件クラブの営業利益は減少しているとも主張するが、会員本位の経営を目指した結果として、営業利益の減少を招き、年金額の増額をもつて対応して会費の負担をより重くする結果になっているといえる。減少した営業利益は、メンバーの増減などでも対応できると考えられ、会費の年金額の増額を正当化する理由にはならない。また、本件クラブの年金額を減額することにより内川ゴルフクラブの経営が好転し、その価値が高まると認められるに足りる証拠もなく、本件クラブの年金額の増額に正当な理由があるとはいえない。被告は、年金額の増額に納得できないならば、金額の増減を請求すればよいとも主張するが、年金額の増額は望まぬが本件クラブでのプレーを続けることを希望する会員に対し、要求してメンバーとして来場することを強いるものであつて、不当である。

被告は、年金額の増額について、一月当り増額は四百〇〇円程度であり、大きくないことを主張するが、年金額は一年分をまとめて支払うのであるから、一月当り増額は比較して少いことは誤りではない。本件クラブの年金額は、平成一六年分までの三万七千八百〇〇円を平成一七年分以降は八万八千二百〇〇円と約二・三三倍に増額されているが、その増額の幅について合理的な根拠があるとは認められず、増額を理由とするとはいえない。他の内川ゴルフクラブの管理するゴルフクラブや他社のゴルフクラブの年金額と比較しても、本件クラブの年金額は高額であると認められるが、内川ゴルフクラブがこれらのゴルフクラブよりも何の値いサービスを提供していることやゴルフクラブのグレードが高いことを認めるに足りる証拠もなく、年金額の金額がゴルフクラブのグレードに見合ったものとはいえない。

よつて、本件クラブの年金額の増額は正当な理由が提出せず、増額の幅も増額を理由とするとはいえない。

以上によれば、本件クラブの年金額の増額は、会費の総額が反映されていない上に、増額に相当な理由がなく、増額の幅も相当とはいえないことから、有効とはいえない。

(4) 以上の次第で、本件クラブの年金額の増額はこれに承諾していない原告の同意なくして無効であること、原告の年金額支払義務は年三万七千八百〇〇円に限定される。したがつて、平成一七年分を平成一九九年分の原告の年金額支払義務が三万七千八百〇〇円を超過して存在しないことの認定を求める請求には理由がある。

三 被告による本件会費契約解除の有効性について

被告は、原告の年金額の支払について本件会費契約の解除をしている。本件クラブの年金額の増額は無効であるが、前記認定のとおり、原告は、平成一七年分以降は全く年金額を支払っていない。原告は、被告からの支払請求に対し、従前の年金額で支払う意向を表明していたと主張するが、増額後の年金額の支払義務はなくとも、従前の年金額の支払義務があることは明らかであることである。原告は、平成二〇年三月二十五日までに未納会費の支払を催告され、四月二十九日をもって、本件会費契約を解除するとの意思表示をされているのに、それまでには従前の年金額を支払っていないのであつて、四月二十九日に本件クラブの会員たる地位は喪失したといえる。また、預託金返還請求できる額が、再生計画開始によつて大幅に減額されたことは年金額の支払を正当化する事柄とはいえず、被告の解除行為は権利の濫用であるとまではいえない。

四 結論  
よつて、本件請求のうち、年金額支払義務が三万七千八百〇〇円を超過して存在しないことについての認定を求める請求は理由があるからこれを認許することとし、その余は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

別紙 会費増額金請求

○日本放送協会が受信者の妻と夫名義の放送受信契約を締結した場合における民法七六一条の適用の可否(類題)

放送受信料請求訴訟事件、札幌高裁(平二二(申)一八八号)平二二・11・5民裁二部判決、取附(上告・上告受理申立て)平二二(札幌)平二〇(一)四九九号、平二二・3・19判決

本件は、放送法に基づき設立されたXが放送受信者として放送受信契約を締結したと主張し、放送受信料の支払を請求したところ、妻の契約締結に伴う放送受信料の負担が争点になつた訴訟事件である。第一審判決である札幌高裁(平二二・3・19本訴二〇七三・九八)高裁判決は、民法七六一条は放送契約における一方当事者から夫婦の一方と契約し、その行為が日常の家事に關する法行為に含まれる場合には、夫婦とそれぞれに連帯責任を負わせ、夫婦と取引した第三者を保護しようとする趣意であり、契約当事者間に共同関係のない片務契約である放送受信契約は民法七六一条の適用はない等とし、Xの請求を棄却したため、Xが提訴した母案の趣意は、原審判決のコメント参照。本件でも、主として放送受信契約締結が日常家事行為に当たるかが争点になっている。本判決は、民法七六一条にいう日常

の家事に關する法行為とは、個々の夫婦をそれぞれ共同の生活を営む上において通常必要法行為を指し、具體的内容は個々の夫婦の社会的地位、職業、収入、夫婦の共同生活の季子や親戚社会等によつて異なり、夫婦の内部的な事情、行為の個別的目的のみを重視して判断すべきではなく、客観的に法行為の種類、性質等を十分考慮して判断すべきであるとした上、本件では、夫婦に家庭がXの放送受信を認められたい趣意はいたかつたに關係なく、平成一五年当時、受信料支払義務を伴う放送受信契約を締結することは、一般的、客観的に見て、夫婦共同生活を営む上で通常必要法行為であつたと解するものが相当であるとし、民法七六一条の適用を肯定し、Xの妻がYを代理する法行為をなしていたとし、原審判決を取り消し、Xの請求を認めた。本判決は、妻が受信料支払義務を伴う放送受信契約を締結することが日常の家事に關する法行為(民法七六一条)に該当し、夫が受信料支払義務を負ふものとして、民法七六一条の適用を肯定した上、夫の支払義務を認めため、社会事情の変化とともに変化する夫婦の共同生活を営み、相互扶助の目的につき民法七六一条の適用を肯定した事例を認め、そのとして業務上参考になるものである。夫婦の共同生活のあり方、実態は

今後も変化するものと思えるが、  
 新たな夫婦の取引が生じた場合にも本  
 判決が参考になる。なお、民法七六  
 一条の適用が問題になった裁判例は、  
 原審判決のコメントを参照されたい。  
 (一部匿名)

〈参照条文〉 放送法三三條 民法七六  
 一条

〈当事者〉 控訴人 日本放送協会  
 代表者 会長

堀地 茂雄  
 訴訟代理人 弁護士

大藤 敏  
 同 同

宮川 勝之  
 同 同

山崎 博之  
 同 同

室町 正実  
 同 同

高木 裕康  
 同 同

永野 剛志  
 同 同

手島 康子  
 同 同

高木 志伸  
 同 同

中村 繁史  
 同 同

六角 麻由  
 同 同

被控訴人 甲 野 太郎  
 訴訟代理人 弁護士

中村 誠也  
 同 同

渡松 千寿  
 同 同

〔争点〕 一 本件控訴に基づき原則的を  
 取り消す。  
 二 本件控訴及び当審における控訴人  
 による請求の撤消に基づき、被控訴  
 人は、控訴人に対し、一七六九四  
 〇円及びうち二二五二六八〇円は対

する平成二〇年六月一日から、うち  
 五万五二六〇円に相当する平成二年  
 六月一日から、それを超えて審判日が審  
 判日に届くときはその月の前々月  
 末日及び、審判日が偶数月に届する  
 ときはその月の前月末日まで、二か  
 月当たり二%の割合による費用を支  
 払え。

三 訴訟費用は第一、二審とも被控訴  
 人の負担とする。

四 この判決は、第二項に限り仮に執  
 行することとする。

〔事実及び理由〕 第一 控訴の趣旨(当  
 審における請求の趣旨)  
 一 支取の旨

第一 事案の概要  
 一 本件は、放送受信料を締結したの  
 に受信料の未払があると主張する控訴人  
 が、被控訴人に対し、原審においては、平  
 成二五年二月二日から平成二〇年三月三  
 日までの未払受信料二万二六八〇円及  
 びこれに対する利息額等による遅延損害金  
 の支払を求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したので、  
 控訴人が控訴した。  
 なお、控訴人は、当審において請求を撤  
 消し、さらに、平成二〇年四月一日から平  
 成二三年三月二日までの未払受信料五万  
 五二六〇円及びこれに対する給付金率によ  
 る遅延損害金の支払を求めた。

二 請求原因

(1) 法及び規約  
 控訴人は、放送法に基づいて設立された

法人であり、同法三三項に基づき、総  
 幹事会の認可を受けて、別紙「日本放送協  
 会放送受信料徴収」記載のとおり、放送  
 受信料の内容を定めた日本放送協会放送  
 受信規約(以下「規約」)を受けている。

(2) 契約の締結  
 被控訴人の妻である甲野花子(以下「花  
 子」という)は、平成二五年二月七日、

被控訴人名義で放送受信規約に署名押印し  
 て控訴人へ交付し、もつて、控訴人との間  
 において、被控訴人名義の放送受信規約  
 (衛星カープ契約)を締結した(以下「本  
 件契約」という)。

(3) 被控訴人への本件契約の効果の帰属  
 ア 日誌事件係争

本件契約の締結は、次の①ないし④のよ  
 うな客観的諸要素を併せ⑤ないし⑥のよ  
 うな被控訴人へ帰属する客観的事実によ  
 り認められ、民法七六一条の日常の家事に關  
 する法廷外に含まれるから、花子には、  
 本件契約の締結に関し被控訴人を代理する  
 権限があった。

① カープテレビの普及率は、本件契  
 約が締結された平成二五年当時において九  
 九・四%であった。

② 国屋一軒がカープテレビの視聴に致す  
 時間がある。

③ 郵便局や銀行における送金等のサ  
 ービスにおいて、受信料は、電代代カス  
 代、水電料と並んで「公共料金」として同  
 様の取扱いをされている。

④ 本件契約締結時の受信料は、新  
 聞料や他の公共料金と比べて月額三三四〇

円と低額であった。

⑤ 控訴人の業務は国民生活に効用を  
 もたらしている。

⑥ 控訴人の放送を受信できる受信機  
 備を販売した者は、放送法三三條一項によ  
 り、控訴人と放送受信規約を締結すべき義  
 務を負う。

⑦ 受信料は民法七六一条の婚姻費用  
 に含まれる。

⑧ 被控訴人と花子とは、札幌市中央  
 区伏見町に所在の高級分譲マンションで同  
 居していた。

⑨ 被控訴人は、上記⑧のマンション  
 に、十二、四万円相当のテレビを設置して  
 いた。

⑩ 被控訴人と花子の収入の総額は月  
 額約三十二万円であり、花子がこれを預かっ  
 て家計管理をしており、その中から家計に  
 関する支出などかを判断して支払をして  
 いた。

⑪ 被控訴人は、ケーブルテレビのシ  
 ェアードに加入し、毎月五五八〇円の利用  
 料を支払っていた。

⑫ 一ト全社に勤務する被控訴人は日  
 中はほとんど自宅におらず、休日ほとんど  
 自宅にいないという状況であり、花子が家  
 事全般について取り扱っていた。

⑬ 花子は、自らの別荘と被控訴人名  
 義で本件契約を締結し、その後、平成二  
 五年三月二日及び同月二日分までの一  
 〇か月分の受信料を被控訴人に支払ってい  
 る。他に、カープの給付金及びカープ旅行  
 取引について、被控訴人名義で自ら署名

したことがある。

④ 電費、ガス、水道等の公共料金は  
 まして被控訴人名義で支払われていた。

イ 代理権発号  
 被控訴人は、本件契約に先立ち、花子に  
 対し、本件契約についての代理権を与えて  
 いた。

すなわち、被控訴人は、花子に対し、夫  
 婦として何らかの方針決定が必要な法律  
 行為を除く日常生活に伴う法律行為等につ  
 いて、その原告の判断を委ね、代理権を授  
 与していたものであり、本件契約の締結  
 は、夫婦として何らかの方針決定が必要  
 な法律行為ではなく、日常生活に伴う法律  
 行為であるから、花子が被控訴人から与え  
 られていた代理権の範囲に含まれる。

仮に明示的代理権発号が認められない  
 としても、夫と妻の間では、他方の財産  
 管理の管理が過去において顕著な行われ  
 ていたという事実がある場合には、それに  
 伴う通常の行為について黙示に代理権を授  
 与したとみるべきところ、上記①ないし④  
 の事実からすれば、本件契約締結  
 当時、被控訴人は、花子に対し、黙示的に  
 本件契約に関する代理権を授与していたこ  
 とが認められる。

ウ 表見代理

仮に、本件契約の締結が花子の代理権の  
 範囲に属さないとしても、表見代理が成立  
 し、本件契約は有効に被控訴人に帰属す  
 る。

すなわち、被控訴人は、花子に対し、夫  
 婦として何らかの方針決定が必要な法律

行為を除く公共料金に関することなど被控  
 訴人の家庭生活に伴う法律行為等につ  
 いて、その原告の判断を委ね、代  
 理権を授与していたものであり、本件代理  
 権の発号、本件契約の締結が花子の代理  
 権に属さないとした場合、本件契約の締結  
 は、本件代理権を超えて締結されたことに  
 なる。しかし、花子は本件契約の締結が自  
 らの代理権の範囲内であると信じており、  
 かつ何人が本件契約の締結を行う際の態度  
 に不自然不備な点はなく、「甲野」という  
 印鑑を用いて押印し、二か月分の放送受  
 信料四六八〇円を支払った。一方、被控訴  
 人の契約取扱者は、マニュアルに従って本  
 件契約を締結した。また、被控訴人の契約取  
 扱者は、花子と面談する際、契約者名を夫  
 婦のいずれにするかについては、誰の名前  
 で契約して欲しいとのお願いはせず、花子  
 の判断を尊重していた。したがって、本件  
 契約の締結に際し、放送受信規約の締結が  
 花子の代理権の範囲に属さないことにつ  
 き、被控訴人の善意無過失は明らかである。

エ 選説

仮に、本件契約の締結が花子の代理権の  
 範囲に属さないとしても、本件契約は被控  
 訴人により選認された。

すなわち、被控訴人は、控訴人と放送受  
 信規約を締結したくないと考えていたが、  
 それにもかかわらず、花子は、放送受信規  
 約の締結が花子の代理権の範囲に属すると  
 信じ、本件契約の締結について被控訴人に  
 署名する趣意はないと考えていた。これら  
 の事実を考慮合わせると、被控訴人夫婦の

間には放送受信規約の締結について決定的  
 な齟齬が生じていたことになる。ところが  
 が、花子はおよそ一〇か月にわたり放送受  
 信料を支払い続けたのであり、これは長  
 きにわたって、夫婦間の齟齬が顕在化し  
 なかったとは考えにくい。そうすると、四回  
 の被控訴人名義での放送受信料の支払のい  
 ずれかの回からは、本件契約の存在が被控  
 訴人の知るところとなり、被控訴人の了解  
 の下で放送受信料の支払が行われたと解す  
 るのが自然である。したがって、仮に本件  
 契約の締結が花子の代理権の範囲に属さ  
 ないとしても、本件契約は被控訴人により選  
 認されたと考えられる。

(4) 本件契約に基づく受信料支払義務

本件契約に基づく被控訴人の受信料支払  
 義務の内容は、別紙「日本放送協会放送受  
 信規約概要」記載のとおりであるが、その  
 金額は、平成二〇年九月三〇日までは月額  
 三三四〇円、同年一〇月一日からは月額二  
 一九〇円である。衛星カープ契約は平成二  
 九年一〇月一日をもって衛星契約に更新さ  
 れたが受信料額に変更はなく、平成二〇年  
 一〇月一日をもって訪問集金は廃止され、  
 衛星契約の受信料額は月額二一九〇円に更  
 新された。

支払方法は、一年を二か月毎に六期に分  
 けて、四月及び五月を第一期、六月及び七  
 月を第二期、八月及び九月を第三期、一〇  
 月及び十一月を第四期、十二月及び一月を  
 第五期、二月及び三月を第六期とし、各期  
 には当該期分を一括して支払なければなら  
 ない。そして、遅延損害金(規約では「延

滞利息」と呼ぶ。)については、放送受信  
 規約が受信料の支払を三期分(滞滞滞)した  
 ときは、一期当たり二%の割合で計算し  
 た延滞利息を支払わなければならないことと  
 されている。

向 未払

被控訴人は、平成二五年二月一日から  
 平成二三年三月二日まで、平成二五年度  
 第五期から平成二二年年度第四期までの次  
 のとおり、総計一七六九四〇円の放送受  
 信料を支払っていない。

① 平成二五年二月一日から平成二  
 〇年九月三〇日まで、月額三三四〇円の五  
 八か月分、合計三三五五七〇円

② 平成二〇年一〇月一日から平成二  
 三年三月二日まで、月額二一九〇円の二  
 八か月分、合計四万二二三〇円

(4) よつて、被控訴人は、控訴人に対  
 し、本件契約に基づき、一七六九四〇円  
 及びうち二二五二六八〇円に相当する未払期  
 後の日であり平成二〇年四月一日は訴  
 えの變更申立審判送達の日(同年四月三日)  
 の前する期の翌期の初日である同年大  
 月一日から、うち五万五二六〇円に相当す  
 る未払期後の日であり平成二三年五月一日  
 付の訴えの變更申立審判送達の日(同年五月  
 二五日)の前する期の翌期の初日である同  
 年六月一日から、それぞれ審判日が審判日  
 に届くときはその月の前々月末日まで、  
 審判日が偶数月に届くときはその月の前  
 月末日まで、二か月当たり二%の割合によ  
 る費用の支払を求める。

三 請求原因に対する原告

(1) 請求原因(1)は知らない。  
 (2) 請求原因(2)のうち、花子が被控訴人名で放送受信契約に署名押印したことは認められ、その余の事実は否認する。  
 (3) 請求原因(3)については、以下に述べるように、そもそも放送受信契約一般についても、また本件契約に限っても、民法七六一条の適用があることを争う。  
 ア 放送受信契約一般及び本件契約の締結は、日常家事の範囲に含まれない。  
 イ 民法七六一条は、契約的には夫婦は相互に日常の家事に関する法律行為について地方を代理する権限を有することを規定している。そして「日常の家事」とは、夫婦共同生活に必要とされる一切の事務であり、その具体的範囲は、夫婦の社会的地位、職業、資産、収入、夫婦が生活する地域社会の慣習等の個別事情のほか、当該法律行為の種類、性質等の客観的事実を考慮して定められるべきものである。  
 日常の家事とは、衣食住という夫婦の共同生活の基本的部分にかかわるものをいふ。こうした夫婦の基本的部分について、夫婦の生活状況に照らして必要かつ相当な支出を伴う契約の締結が日常の家事の範囲に含まれるべきである。  
 これに対し、夫婦の共同生活の基本的部分にかかわらないものや、夫婦の生活状況に照らして、不必要ないし不当な支出を伴う契約の締結は、日常家事の範囲外とされるべきである。そして、契約の目的物の必要性の判断も支出の相当性の判断には、個々の夫婦の意思や事情も考慮されるべきである。

である。  
 (4) 以上に基づき、本件契約の締結が日常家事に含まれるか否かを検討するに、放送受信契約は、衣食住にかかわる契約ではないこと、被控訴人夫婦に事前間にわたり相当な金銭的負担を強いものであること、個人の意思や事情にかかわる部分が多きこと等の事情を考慮すると、夫婦間で代理権を認めるのにふさわしくない性質の契約であるといえる。その上、被控訴人は、放送受信契約の締結を希望しておらず、現に、被控訴人が放送する番組を視聴してならず、本件契約を締結しなくても、被控訴人夫婦の生活には支障がなく、放送受信契約を締結する必要性に乏しく、放送受信契約の締結が日常家事の範囲に含まれるとはいえない。  
 被控訴人の契約相当者は、本件契約の締結が日常家事の範囲内に属するものかどうか、すなわち、被控訴人の妻に代理権があるのかについて疑念を差し挟む余地があるといえるにもかかわらず、契約締結に被控訴人の妻が被控訴人の名を署名押印しているにもかかわらず、このような疑念を払拭するに足る指図を何ら講じていないのであるから、本件契約の締結が日常家事の範囲内であると信ずるに正当な理由があったといえない。  
 イ 放送受信契約について取引安全保護規定の適用はない。  
 民法七六一条は、法律行為によって夫婦の一方と取引関係に入った第三者を保護するための規定であるところ、そもそも、受

信料を準備し、法律で、受信設備を設けた者に対し、契約を締結した上でその義務を履行した契約の締結による発生する債務であり、しかも、法的に発生するものであって(受信設備の設置に付随するものではない)、特殊な負担を伴い、民法上の側面から、取引安全保護の保護を被控訴人に与える必要はない。したがって、被控訴人の放送受信契約には、その性質上、民法七六一条を適用する余地は全くない。  
 (4) 請求原因(4)のイをいしエについて、否認又は争う。  
 (5) 請求原因(5)は知らない。  
 (6) 請求原因(6)については、被控訴人が、被控訴人が主張する平成二五年二月一日以降の受賃料を支払っていないことは認められる。そもそも本件契約が成立していないから支払っていないのである。  
 第三 当該裁判の判断  
 (1) 原判決一〇頁二行から一四行まで(以下、本判決二〇頁三〇行以下を引用する。)  
 「以下の事実は、『証拠』により認められるが、当事者間に争いがなく、当該裁判所に顕著である。」

(7) 原判決一頁三行から四行まで(以下、本判決二〇頁三〇行以下を引用する。)  
 「この山字は、被控訴人のマニュアルに従い、世帯主の姓であることも、放送受信契約を締結することができると考えており、世帯主の姓が出て来ても専ら世帯主であることが了解してかろうが視聴することはしていなかった。ただし、世帯主の妻から、自分は隣家に住んでいるので世帯主である夫に聞いて欲しいと言われた場合には、夫のいる時間を利用してその時間帯で改めて訪問することとしていた。なお、この山字の誤謬は、平日の番組は訪問した場合には、世帯主の姓が低級に出ることがほとんどであり、土曜、日曜、祝日の場合でも、世帯主の姓が低級に出る確率が七八割であった。」  
 (2) 原判決二頁五行(以下、本判決二〇頁三〇行以下を引用する。)  
 「争いがなく、『甲一、二、町人之山一回、二回』と改める。」  
 (3) 原判決二頁六行から七行まで(以下、本判決二〇頁三〇行以下を引用する。)  
 「本件契約が有効に成立した場合、その内容は衛星カラオケ契約の訪問集金であり、そうすると、本件契約に基づき、被控訴人の受信料支払義務の金額は、平成二〇年九月二〇日までは月額三三四〇円、同年十月一日からは月額三二五〇円である。衛星カラオケ契約は平成一九年一月一日をもって衛星契約に置き換えられたが受信料に改定はなく、平成二〇年一月一日をもって訪問集金は廃止され、衛星契約の受信料額

は月額二九〇円に改定された。  
 しかし、被控訴人は、平成二五年二月一日から平成二三年三月二日まで(平成二五年第五期から平成二二年第六期まで)放送受信料を払っておらず、争いがなく、本件契約が有効に成立した場合の被控訴人の支払額は、次のとおり、総額一七万六九四〇円となる。なお、規約によれば、放送受信契約者が放送受信料の支払を三回以上滞り続けた場合には、一期滞り以上の割合で計算した延滞料金を支払わなければならない(二期)とは、規約六条に定める二か月ごとの支払期間をいひ、四月及び五月を第一期とする二か月ごとの支払期間をいう。  
 ① 平成二五年二月一日から平成二〇年九月三〇日まで、月額三三四〇円の五か月分、合計一三万五七三〇円  
 ② 平成二〇年一〇月一日から平成二二年三月二日まで、月額三二九〇円の二か月分、合計六二五〇円  
 (6) 原判決二頁三三行の「被告」を「被控訴人二回」二頁二行の「町人」を「花子、被告」を「町人花子一回、被控訴人二回」とそれぞれ改める。  
 (7) 原判決二頁三三行の「一回」の次に「頭等事実」を加える。  
 (8) 原判決二頁四八行の「五、六回」を削除する。  
 二 請求原因(8)は、『証拠』により明らかに認められ、又は当該裁判所に顕著である。

また、前記で認定したところによれば、花子が、平成二五年二月一日、直接被控訴人名で、被控訴人との間で、衛星カラオケ契約を締結し、集金方法を訪問集金とした事実が明らかに認められるから、請求原因(2)も認められるところ、これは、花子が被控訴人のためにすることを示し、被控訴人の代理人として、被控訴人との間で本件契約を締結したものである。  
 また、前記で認定したところによれば、本件契約が有効に成立した場合には、被控訴人は、請求原因(2)のとおり、受信料支払義務を負うべきところ、その支払額は、請求原因(5)のとおり認められ、規約によれば、上記支払額について、請求原因(6)のとおり、延滞料金を支払うべき義務を負う。  
 したがって、被控訴人の請求が認められるべきかどうかは、請求原因(3)の成否、すなわち、花子が被控訴人の代理人として行った本件契約締結行為の効果が被控訴人に帰属するか否かにより決せられる。  
 三 本件契約の日常家事性(請求原因(3)のイ)について  
 (1) そこで、まず、本件契約締結が民法七六一条の日常家事行為に該当するかどうかを検討する。これが認められれば、花子は、本件契約について、被控訴人に代わって締結する法定代理権があったこととなり、その効果は被控訴人に帰属する。  
 (2) 放送法三条二項本文は、被控訴人の放送を受信できる受信設備を設置した者

は、被控訴人とその放送についての契約をしなければならぬと定めており、受信設備設置者に放送受信契約締結義務を課している。前記認定したところによれば、被控訴人は、花子と締結する以前に購入したテレビを現在も居住するマンションに引っ越した際に同マンションに設置し、その後花子と同マンションに居住するようになり、その少し後の平成二一年二月に結婚し、以後現在に至るまで、被控訴人夫婦は同マンションにおいて夫婦共同生活を営んでいる。また、上記テレビがNHKの番組を受信できるものであったことも認められる。したがって、本件契約が締結された平成二五年二月当時、被控訴人は、被控訴人の放送を受信できる受信設備の設置者として、被控訴人と放送受信契約を締結すべき義務を負担していたと認められる。  
 (3) 民法七六一条は、婚姻生活において日常の家事処理に伴う債務は、夫婦のいずれが名義人であっても、専断には夫婦共同の債務であること、また、日常家事について取引する相手方は、善意無過失のいはずれであっても、夫婦双方が法律行為の主体と考えるから、相手方保護の見地からも、日常家事債務については善意無過失して責任を負うことと定められたものと解される。以上の趣旨に照れば、同条は、上記親権行使の前提として、夫婦は相互に日常の家事に関する法律行為につき他方を代理する権限を有することも解釈してらるべきと解するのが相当である(最高裁判所昭和

四四年二月八日第一小法廷判決、民集二三巻二頁三四七頁参照)。  
 そして、民法七六一条という日常の家事に関する法律行為は、個々の夫婦がそれぞれ共同の生活を営む上において通常必要と認められるべきものであるから、その具体的範囲は、個々の夫婦の社会的地位、職業、資産、収入等によって異なり、また、その夫婦の共同生活の存する地域社会の慣習によっても異なるというべきである。しかし、上記のとおり、同条が夫婦の一方と取引関係に立つ第三者の保護目的とする規定であることがすれば、上記親断の範囲は、用いその法律行為をした夫婦の共同生活の内容的な範囲とその行為の個別的目的のみを基準して判断すべきではなく、さらに客観的に、その法律行為の種類、性質等を十分考慮して判断すべきである。(上記最高裁判所判決参照)  
 (4) 以上の観点から、本来本件契約を締結すべき義務があった被控訴人の代理人たる花子、その妻である花子が本件契約を締結した行為は、民法七六一条の日常家事行為に該当し、花子は法定代理権があったかどうか、以下検討するに、上記(3)と述べたところに従い、まず、被控訴人夫婦の個別の事情を検討して、本件契約が締結された平成二五年当時において、被控訴人との間の放送受信契約の締結行為が、一般的に、夫婦共同生活を営む上において通常必要と認められたかどうかを検討する。  
 そうすると、①カラオケの番組普及

